

令和 7 年度の主任介護支援専門員更新研修の受講要件について

○令和 7 年度の研修対象者

	対象者	研修名	修了年月日
1	令和 2 年度に右記の研修を修了した方	主任介護支援専門員研修	令和 2 年 12 月 12 日
		主任介護支援専門員更新研修	令和 2 年 9 月 12 日
2	令和 3 年度に右記の研修を修了した方	主任介護支援専門員研修	令和 3 年 12 月 10 日
		主任介護支援専門員更新研修	令和 3 年 8 月 3 日 18 日 令和 3 年 9 月 11 日 21 日 30 日

※受講地変更をした場合等、上記に当てはまらない場合もありますので、御不明点等ありましたら、香川県長寿社会対策課(TEL:087-832-3275)までお問合せください。

○受講要件

当該研修修了日から令和 7 年 3 月 31 日までに、次の 1～5 のいずれかに該当する者

- 介護支援専門員に係る法定研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者**
実務研修の見学・観察実習指導者（主任介護支援専門員）は、2 年の実績があること
- 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等(表 1)を年間 4 回以上受講した年が 1 年以上ある者**
 - ① 「年間」とは 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日をまでを 1 年間と数えること（年度単位）。
 - ② 前回の主任更新研修をみなし受講者として受講した者について、すでにカウントした法定外研修はカウントできない。
- 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者**
- 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー**
- 上記 1～4 以外で、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者（表 2）**

【表 1】 法定外の研修等：研修時間は概ね 2 時間以上で、講師による研修であること

	主体	研 修	備 考
1	香川県	(1) 地域別主任介護支援専門員連絡勉強会※令和 4 年度まで (2) フォローアップ研修会（県全体）※令和元年度まで	各地域 1 ～ 2 回 （5 地域） ※現在は終了
2	香川県介護支援専門員協議会（専門職団体）	(1) 講演会 } 介護支援専門員の資質向上に関する内容 (2) 研修会 } (3) 県委託事業：研修会	年 1 回 年 1 ～ 2 回程度 県委託（4 回）
		(4) 合同研修会（歯科医師会、その他） * 介護支援専門員が <u>ケアマネジメント等を実施する上で必要な内容</u> であること。	随時
3	市町地域包括支援センター （市町が受講証明可能な研修）	研修会（講師による研修） * 介護支援専門員が <u>ケアマネジメント等を実施する上で必要な内容</u> （社会資源等情報提供は除く）であること	各市町で設定
4	かがわ健康福祉機構研修部	施設介護支援専門員専門研修	年 1 回
5	日本ケアマネジメント学会	日本ケアマネジメント学会	
6	日本介護支援専門員協会	(1) 研修会 (2) ブロック研修会	
7	高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会	リーダー職員研修会（対象：主任介護支援専門員）	

【表 2】

「(5) 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者」とは、次の推薦基準のいずれかに該当する者のうち、県または市町が推薦する者とする。

① <u>市町が実施する介護支援専門員を対象とした研修会の講師等資質向上に関わっている者。</u>	i) 研修の講師及びファシリテーター等の役割を務めている者。
	ii) 市町で事例検討会等でのケアプランの指導をしている者。
	iii) 市町が実施するケアプランチェックについて支援等している者（市町の依頼）。ただし、ケアプランを行っている部署で勤務する者を除く。
② <u>主任介護支援専門員としての活動を積極的にしていると認められる者。</u>	i) 同行支援事業等で新任期の介護支援専門員に対するアドバイザーとして活動している者。 ii) 地域別主任介護支援専門員連絡勉強会等の主任介護支援専門員を対象とする研修会の企画運営を実施している者（参加のみは除く）。